

いしかれん だより

第36号
2005. 2

石川県精神障害者
家族会連合会
〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地
石川県こころの健康センター内
TEL (076) 238-5761
FAX (076) 238-5762

障害のある人の「働きたい」を 応援する共働宣言

～共に働き・共に生きる社会づくりを目指して～

私たちは、障害があっても無くても「人は一定の年齢になったら働く」ということが当たり前になるように願っています。そこで、障害のある人の立場、障害のある人の暮らしを支える福祉の立場、就労支援をする立場、障害のある人を雇用する企業の立場、そしてそれらを取り結ぶ行政の立場から、あるべき姿について話し合いました。

障害のある人の「働きたい」という切実な願いにこたえるためには、
次のようなことが大切です。

「関係者の就労支援への意識を高めること」

「働く場や仕事を創ること」

「働くための工夫をし、支えていくこと」

この宣言が多くの人の意見や知恵や実践を集めて、障害のある人の「働きたい」を応援する大きな流れとなることを願ってやみません。

－厚生労働省「障害者の就労支援に関する有識者懇話会」（堀田力氏座長）平成16年9月29日－

「働くこと」へのひとこと ～会員・読者から～

社会適応訓練を卒業してその会社のパート職員として採用になりました。3時間の仕事を済ませた後、作業所で一休みし、その後仲間と話したり、一緒にお弁当を食べたりと、自分に合ったやり方で疲れをとっています。

職場適応訓練に通っています。一般企業で働いてみると、広い世界が実感でき、皆の喜ぶ顔がうれしい。

「1年余り社会適応訓練に通っています。家では訓練を継続させるために、体調を整えるよう留意しています。ここまで導いてくださった保健師さん、生活支援センターの皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。そして、一人でも多くの方が相談・支援員の方とつながりつつ、生活、就労の場を築いていけたらいいな」と願っています。



社会復帰施設の考え方

—これからの家族会活動について その2—

(財)石神紀年医学研究所 精神保健福祉事業部 代表 石 神 文 子

「あればよい」から「次のステップへ」

施設は通過しなければいけないというのが私の考え方です。例えばグループホームであっても、たとえ小規模授産施設であっても、やはり通過しないといけない。利用する人は施設には好んで入っているとは思っていないんです。利用する人は仕方がなく入っていると思います。病気に好んでなった人はいないはず、まして指導、支援、訓練の対象になりたいと思う人はいないはずです。

それは、個別の支援計画「ケアプラン」を持つこと。その個別の支援計画というのは**施設の利用期限**も含めてです。概ね2年と決めていました。2年経ったら出ていけ。出ていけと言ったら出ていくところを作らないかん。これが大変。職員は必死の努力でサテライトを作っていく。施設のサテライトを作っていく。だから施設の中に所属しているんだけど毎日サテライトの職場へ行くという、会社のような場所ですね。そこで得た収入は全部彼等に入っていくというものを作ったり。でも20%くらいの人は無理な人がいますね。ところが驚いたことに、この人達、授産施設にいるときこんなに働いたかなあと思うくらい働く。施設というのは彼らにとっては金縛りみたいなものなんです。私が最後の20%の人の為に作ったところで、平均4万円の給料がとれるというのはどう思われます？意欲ですよ。やっぱり、自分達は一般企業ではないけれど、ここで仲間と働くことで給料を取ろうとそういう人達が何人かいます。

だから**個別計画**というのは作り出すことで

すよね。作り出す時代です。マニュアルなんかありません。いろんな雇用政策も欲しいです。でも何よりも施設の職員さんは本人と毎日会っているわけです。本人の思いを聴く。作業所にしましても、授産施設にしましても、期限をつけることの大切さ。ほぼ2年と自分の経験からつけております。幼稚園の次は小学校、小学校の次は中学校でしょ。卒業せなあきません。大学でもなんぼ頑張っても8年ですよ。

人間て、追い立てられて新しい環境に入っで、新しい対人関係を持って、そして成長していくのです。なんで、障害者の人やったら同じ場所におらんなんののですか。社会生活体験が殆どない、同じ仕事をずうとしているけれど、仕事の能力が低下してきた。いう話が出ました。同じ仕事を10年やってきた。みなさんは、同じ仕事を10年やって給料はあがらないわ、そんなんやる気おこりますかね。

新しい場所へ行くと、施設ではないというそういうところで、実績が上がっていくという一例と比べてみておきたいですね。期限というのはそういう意味で必要なのです。「あんたら、行くところないからここにずっと居り」という権利はだれにもないはずなのです。ちょうど、成長に蓋をするようなものだとは思います。(H16年度総会後の講演会記録から抜粋)



県へ要望書を提出しました

(平成16. 10. 8)

石家連は 県知事・県議会議長宛に「精神障害者の福祉施策充実に係る要望書」を提出致しました。
その回答は昨秋、行政との懇談会の折りに、県障害保健福祉課 山下正己課長より会員の皆様に説明がありました。その中の一部をここに掲載いたします。

1 医療に関する要望

1. 人権に配慮しつつ、家族等当事者のニーズに応えられるよう、病状の急変や具合が悪くなったときに24時間体制で相談を受ける精神科救急医療ソフトシステムの充実に努めるよう、予算措置をしてください

☆ 現在24時間体制の相談窓口を検討中です。

2. 精神障害者を心身障害者（児）医療費助成制度の対象にしてください

☆ 国も厳しくなっている。難しい。

3. 精神科救急医療センター（仮称）を新設してください

☆ 国の動向を見ながら動きたい。

3 精神障害者への偏見除去のために、正しい知識の普及啓発事業に関する要望

1. 中学校、高校等におけるこころの健康、こころの病についての正しい啓発教育を行ってください。その一助として、家族等当事者の体験や気持ちを聞くことで、より理解が進むと思われますので、その機会を作ってください

☆ 保健所でのメンタルヘルスポランティア講座等に協力を求めている。ふれあいフェスティバル等で交流の機会はある。教育委員会を通じて検討して行きたい。
国がどのような施策を出すのか、それを見守りたい。

4 住居に関する要望

1. 精神障害者の単身生活や親亡き後の生活を送る住居の確保は大きな課題の一つです
公営住宅への単身者世帯も含めた福祉世帯向け制度を作ってください

☆ 単身者は50歳以上を認めている。

2. 県営住宅をグループホームとして使えるよう、使用を認めてください

☆ 多くの入居待ちの人がいる。国の動向を見て考える。単身者、グループホームの問題等は、精神保健医療福祉の改革ビジョンで進めていく。

3. 単身者や身寄りのない精神障害者が、賃貸住宅で生活できる保証人制度を作ってください

☆ 国も検討して行くと思う。

4. 市町村がグループホームの建設に積極的に取り組むよう指導してください

☆ グループホームの修繕費は県でみています。250万円が上限です。運営費は出ます。

9 就労支援策の充実に係る要望

1. 職業安定所に於ける精神障害者の就労支援体制を強化してください

☆ 将来的に法定雇用率の対象になればいいと思っている。

今後の障害保健福祉施策について

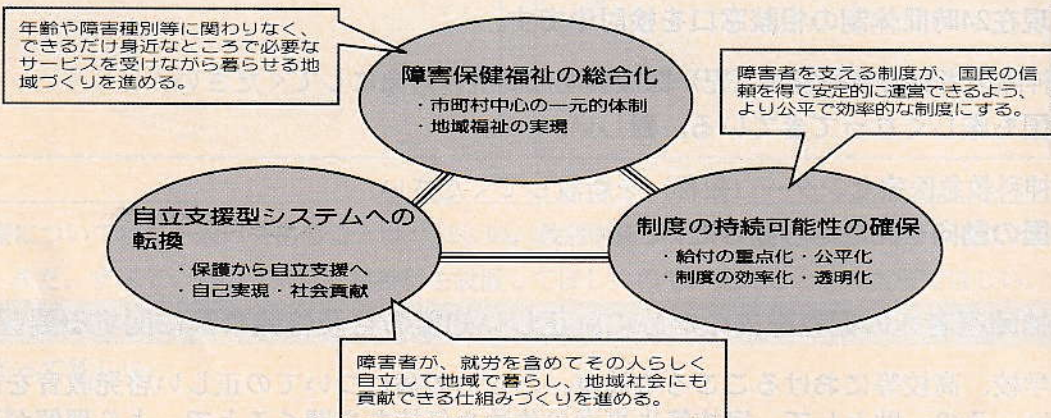
(改革のグランドデザイン案)

国は2003年以来、幾つかの検討会、社会保障審議会などで新しい方向をめぐって検討を重ねてきました。そして2004年10月には厚生労働省より今後の障害保健福祉施策について、改革のグランドデザイン案として発表しました。その主な施策の方向性は次のようになっています。

<編集子からのコメントも入れてみました>

障害保健福祉の改革の基本的な視点

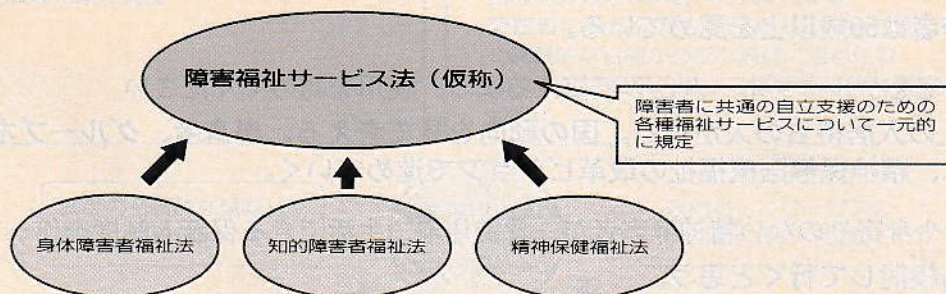
- 障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



- ・「自立支援型システムへの転換」この図から、何が第一に問題になるかといえば、「自立とは何か?」「何が今自立を妨げているか」そして、「その人らしい自立とは?」又、その中でも「精神障害者の自立とはどんな形か?」「自己実現とは?」たくさん考えるものがつまった図です。(木村)

必要となる法的整備

- 障害者の地域生活と就労を支援するため次期通常国会に関連法案を提出予定
- 各障害共通の枠組みについては、新たな法律について検討。



- 介護保険との関係については、年内に結論を得て、必要な法改正等を実施。
- 厚生労働省試案に示された各項目については、さらに具体的な施行スケジュールを検討し、平成17年度以降、段階的に実施。

- ・三障害との法的格差をなくして障害者サービス法（仮）に一本化されることは、福祉サービスの質量ともに不十分な精神障害分野にとっては、長年切望してきたことでうれしい。すぐに思い付くところでは、手帳サービスのメリットは増えるだろう。「福祉事業法」第二種事業の位置づけはどうかのだろうか、等々。しかし、障害の特性に応じたサービスを大事にしての法整備であってほしい。(紺谷)

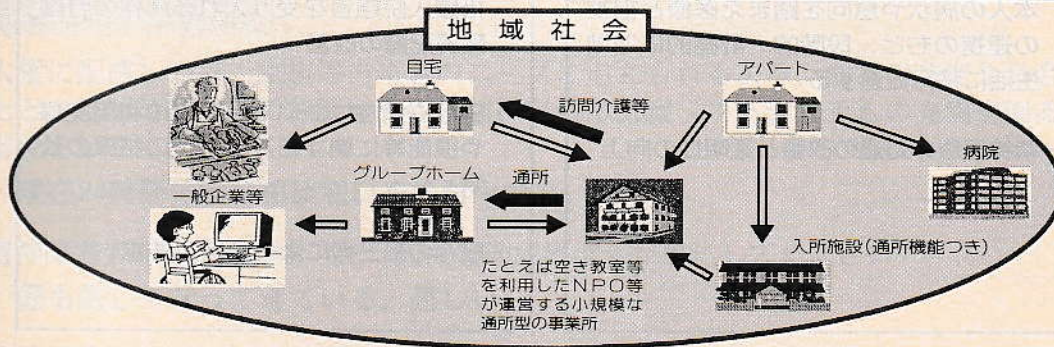
障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

- ・できるだけ身近なところにサービス拠点
- ・NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- ・施設入所者も選べる日中活動
- ・重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり

(主な具体的な改正内容)

- ・障害種別を超えた法体系を整備
- ・施設・事業体系を抜本的に見直すとともに、通所関係事業について、NPO法人等でも運営できるように規制緩和
- ・地域に住める環境を整備するとともに、入所施設も居住機能と日中活動支援機能に分化
- ・極めて重度な障害者に対して包括的にサービスを提供する仕組みの創設



- ・このような地域社会づくりに私たち一人ひとりが積極的にかかわっていきたい。

一市民として、一家族として。

(浦田)

- ・地域の人が障害者を排除しないで、受け入れてくれる世の中になることを望みます。

(大竹)

障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援

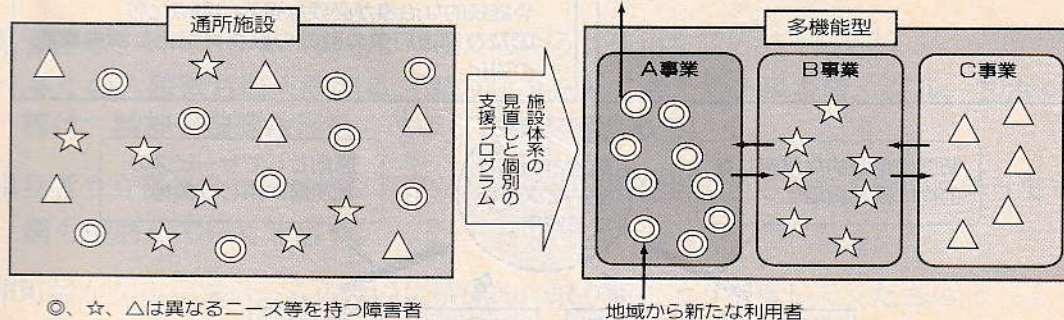
(目指す方向)

- ・一人ひとりのニーズや適性に応じた自立支援の徹底
- ・ライフステージに応じた支援
- ・制度は共通に、支援は個別に

(主な具体的な改正内容)

- ・障害種別を超えた法体系を整備
- ・施設・事業体系を機能に着目して再編
- ・一人ひとりに合った就労、自立訓練等の支援目標と支援プログラム

(既存の通所施設が新体系に移行する場合のイメージ)



- ・施設体系を機能別に再編し、就労を含めた個別のニーズや適性に応じた自立支援システムへの転換を図るもの。一見効率のよい施設の再編に見えるが、身近なところで危惧されることは、小規模作業所等の良さ「小規模、多機能、可変性」の重要性を評価し、位置づける整理をしてほしい。

(紺谷)

良質な精神医療の効率的な提供

(目指す方向)

- ・新規の入院患者は、医療の質等の向上を図り、できる限り1年以内の退院を目指す
- ・既に長期に入院している患者については、本人の病状や意向を踏まえ医療と福祉の連携のもと、段階的・計画的に地域生活に移行促進する
- ・精神医療の処遇の改善と透明性の向上

(主な具体的な改正内容)

- ・患者の病態に応じた精神病床の機能分化
- ・精神科救急の整備
- ・措置入院患者を受け入れる病棟の看護職員配置の改善
- ・国公立病院について、患者の利用実態や機能等に関する評価とその結果の公表
- ・既存の第三者による評価の推進

- ・精神医療について項目を設けてあることはうれしい。救急医療システムの充実をのべていることは、何よりである。また、すべての国公立病院に精神科を設置してほしいので、そのことをうたってほしい。(浦田)
- ・効率的な医療の提供もいいけれど、愛情が感じられる医療、患者には人間的な取り扱いを忘れない医療の提供であって欲しい。(大竹)

費用の公平な負担と資源配分の確保

(目指す方向)

- ・受けたサービス量に応じた負担
- ・入所施設と地域生活の均衡ある負担
- ・医療費の負担軽減措置の見直し
- ・在宅サービスに関する国及び都道府県の財政責任の明確化
- ・地域間格差の調整

(具体的な改正内容)

- ・福祉サービスについて他制度と均衡する応益的な負担の導入(扶養義務者負担は廃止)と負担上限の設定
- ・施設入所者について、在宅とのバランスから食費や医療費を自己負担
- ・負担能力の乏しい者への適切な配慮
- ・障害者に係る公費負担医療の対象者を低所得者や継続的な治療が必要な者等に重点化等
- ・国及び都道府県の財政の義務負担化と調整機能の強化

制度の全般的な見直しを
前提に義務負担化

障害者の福祉
サービスに要
する費用

原則としてサービスの
利用量に応じて負担

国

都道府県

市町村

利用者

- ・通院医療費公費負担を見直そうという動きがあるが、この制度があつてこそ、地域で通院しながら生活できる人も多い。ぜひ現行制度の維持、継続を！受けたサービス量に応じた負担(応益負担)という考え方は一見あたりまえに見えるが、障害者福祉にはなじまない。それは収入があつてこそ費用負担できるのであり、就労もままならない障害者にとっては福祉サービスは生きる命綱になっているのだから。(浦田)

ありがとうございました

福井県、新潟県 水害見舞金

平成16年10月6日 新潟県精神障害者家族会連合会と福井県精神障害者家族会連合会に、27,000円ずつ送金いたしました。ありがとうございました。

協力家族会：輪水会 七尾更生園 泉の会 しらぎく会 ことじ会 鳴和の里すぎな会 けやきの森
和倉美湾荘義援金箱 川北温泉義援金箱

新潟県中越地震見舞金

平成16年12月27日 全家連に46,988円送金いたしました。ありがとうございました。

協力家族会：しらぎく会 鳴和の里すぎな会 泉の会 匿名 義援金箱

福井県奥越地区家族会と金沢市家族連合会との交流会

～皆 思いは同じなんだ！～

平成16年11月12日 午後 金沢市観光会館会議室にて 奥越家族会17名 金沢市家族連合会 8名参加



- ・移送を含む救急支援はどうなっているか。
- ・冠婚葬祭時等のショートステイの進捗状況はどうなっているか。
- ・ピアカウンセリング事業の研修はどうしているか。
- ・街頭キャンペーン（市社会参加促進協議会主催）はどのように取り組んだのか。

等について話し合いました。席上、奥越地区家族会の方が「私、いま話していて思いました。ショートステイを作ってください」とお願いしても、なかなか聞いて貰えないが、皆で会としてお願いに行けばよいということに気がつきました」と言われました。話し合うことで自分で気がつき、解決の道が見つかるものですね。予定時間が過ぎても話が弾むほど活発で充実した交流会でした。

－ 家族会とは －

一人で悩まず
勇気を出して
家族会へ！

家族会はおもしろいところです。
家族会は何でも教えてもらえるとこです。
家族会はちょっぴり疲れるとこです。
家族会はみんな親切です。
家族会は夢があるところとこです。
家族会は宝物があるところとこです。
家族会は勇気をくれるところとこです。
家族会は私たちのふるさとになるとこです。

こころの問題
(病気)でお悩み
の方、一緒に
考えましょう

気軽に家族会に
一度参加しま
せんか

心をひらいて
みんなで話そう
心の悩みは
みんなで解決！

家族会は
家族どうし
助け合い
支え合い
いやし合う
会です

石家連理事の方からのメッセージです。

お知らせ



おめでとうございます。

— 2月24日全家連東京大会にて—

むつみ会 会長 庄後 栄 様 全家連理事長表彰受賞

全国精神障害者家族大会東京大会

日 時：平成17年2月24日(木) 25日(金)

場 所：東京厚生年金会館

参加費：3,000円(当事者・学生 1,500円)

大会テーマ：「259万人の新しい
地域生活支援をめざして」

石川県立高松病院・こころの臨床学会

～学会テーマ 変革する精神科医療の中で～

日 時：平成17年3月5日(土) 9:30～16:00

場 所：石川県立看護大学 講堂

特別講演：「精神医療における
自治体病院の使命」

講 師：岡山県立岡山病院院長 中島 豊爾

無年金障害者救済法の成立

— 無年金者 改善の第一歩 —

2004年12月3日、国会で「無年金障害者救済法」が成立しました。

支給対象者：強制加入前に障害を負った人です。

①学生は1991年3月まで

②厚生年金保険・各共済組合加入者に扶養される配偶者1986年3月まで

支 給 額：月額1級5万円、2級4万円。

認定申請：2005年4月から申請できます。申請して支給が決定した翌月から支給されます。

申請窓口：市町村です。

今回救済法の対象とならない無年金者の救済が今後の大きな課題として残されます。

障害者の自立を考えるフォーラムINふくい

会 場：国際交流会館(福井市宝永3丁目1-1)

日 時：

第1日 3月12日 13:00～17:30

基本講演「受ける人生 与える人生」

講師：曾野 綾子

シンポジウム「障害者の自立を考える」

第2日 3月13日 9:30～12:15

分 科 会

①自立を目指した当事者運動の発展

②当事者の社会・経済活動への参加のために

③障害者の地域移行を目指して

参加申込：FAX 0776-20-0639

申込期限：平成17年2月18日(金)

昨年10月に厚生労働省から出された改革のグランドデザイン案!! 散らばっている言葉は美しいけれど表面だけの切り張りのようにも見えます。「目の前にいるナマズを捕らえるようなものだ」と言った方もありました。ナマズの習性をよく研究して足元から追いかけないと捕らえられないかも。私たちの求めるクラウドデザインを議論して行きたいものです。(浦田)

編 集

「くすりの服用の大切さ」を発病からあらゆる場(家族会・講演会・大会)で学び忠実に守ってきた。ここに来て、負担の問題(通院医療費公費負担)がでてきた。「誰でも起こりうる」という言葉と考えあわせて今、複雑な気持ちでグランドデザイン案を読んでいる。(木村)

後 記

国の大きな方針を勉強してゆく一方、足元を見つめることの大事さも思っています。例えば、家族会員の定例会に出てくる人は決まってしまって、なかなか広がらない。個々に呼びかける必要性を感じています。(大竹)

5年程前に買った「精神科養生のコツ」(神田橋條治著)を、こどもが再発したのを機会に、又読み返しています。再発して回復してゆく中で、勿論薬の力を借りながらですが、自我を解放しながら自然治癒力で回復してゆくプロセスが私なりに納得できたように思います。(紺谷)